
千 環 協 案 内

平 成 24 年 度 版



千葉県知事登録事業者団体
千葉県環境計量協会

<http://www.senkankyo.jp/>

千環協案内（平成24年度版）刊行にあたって

千葉県環境計量協会（略称：千環協）は、千葉県内に登録の環境計量事業者の団体として、昭和51年6月に会員数7社で創立されました。以来、本年で36年目を迎え、会員数は、正会員55社、賛助会員7社の合計62社となっております。

当協会は、「環境計量に関する技術の向上と、適正な環境計量の実施を確保することを目的として各種事業を実施し、併せて関係諸機関との連携を密にしつつ、千葉県の環境対策並びに環境保全に寄与すること」を目的としております。

環境計量に関する技術講演会及び各種研修会の開催、クロスチェックの実施、技術事例発表会の開催などによって、分析精度向上、技術力の向上に努めるとともに、各種委員会活動や関係団体との交流を通じて、環境計量のプロとして不断の努力と研鑽を積み重ねております。

本年度の「千環協案内」では、当協会会員事業所の最新の業務案内を掲載するとともに、参考資料として「水質汚濁防止法の改正について」や「生活空間の放射線測定 基礎知識」などに関するお知らせを環境省ホームページより引用・掲載いたしました。各方面でご利用いただければ幸いと存じ、ご案内申し上げます。

平成24年10月

千葉県環境計量協会
会長 甘崎 恭徳

1. 業務内容	1～10
千葉県環境計量協会について	3
千葉県環境計量協会の組織及び事業活動	4
千葉県環境計量協会規約	5～7
表彰規定	8～9
千葉県環境計量協会倫理綱領	10
2. 会員名簿	11～20
3. 水質汚濁防止法の改正について ～地下水汚染の未然防止のための実効ある 取組制度の創設～	23～25
4. 「生活空間の放射線測定 基礎知識」の 作成について	26～28
5. 「無害化処理に係る特例の対象となる一般 廃棄物及び産業廃棄物」等の一部を改正す る告示の公布及び意見募集（パブリックコ メント）の実施結果について	29
6. 水生生物の保全に係る水質環境基準の項目 追加等に係る環境省告示について	30
7. 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に 関するガイドライン（改訂第2版）」の公 表について	31～32

1. 業 務 内 容

千葉県環境計量協会について

(略称:千環協)

I 設立趣旨

本会は、環境計量に関する技術の向上と、適正な環境計量の実施を確保することを目的として各種事業を実施し、併せて関係諸機関との連携を密にしつつ、千葉県の公害対策並びに環境保全に寄与することを目的として設立された団体であります。

II 設立及び構成

昭和 51 年 6 月 25 日に設立され、千葉県知事に環境計量証明事業の登録をした 7 事業所により発足、構成会員は平成 24 年 10 月現在、正会員 55 事業所、賛助会員 7 事業所となっております。

III 事業内容

当協会は、主として次の事業を実施しておりますが、その活動方法は全会員が五つの委員会のいずれかに所属し、全員参加ですすめております。

1. 総務委員会

(1) 会員従業員を含むレクリエーション行事の開催

2. 経営・業務委員会

- (1) 会員ガイドの発行（会員事業所毎の人員、設備・証明分野・業務実績の紹介）
- (2) 会員の事業実態の把握とまとめ
- (3) 人材育成、組織の活性化等、経営に関する諸問題の検討
- (4) 先端研究所等、事業所訪問による紹介

3. 技術委員会

- (1) クロスチェック分析の実施
- (2) 定量限界値の統一等の研究
- (3) 計量機器管理の検討
- (4) 技術研究発表会の開催

4. 教育・企画委員会

- (1) 研修見学会、講演会の開催
- (2) 実務者技術フォーラムの開催

5. 広報・情報委員会

- (1) 会報の発行
- (2) 各種情報の提供

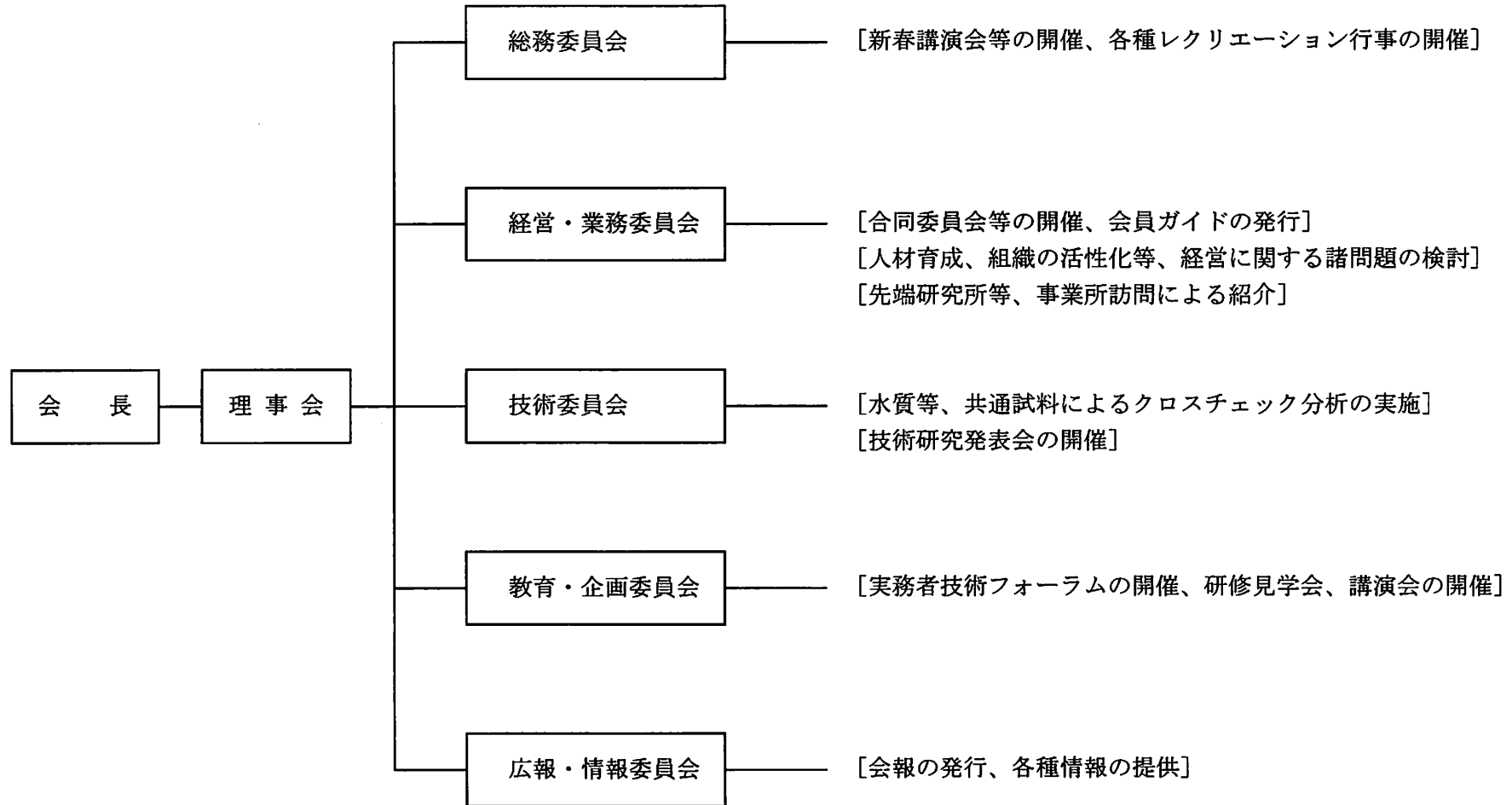
IV 中央団体との関係

社団法人日本環境測定分析協会の活動に参画及び千葉県計量協会に加入して、共済事業を実施するほか、各種事業に参加並びに新技術の情報提供を受けております。

また、近隣協議会（東京・神奈川・埼玉）とは、首都圏環境計量協議会連絡会を組織し、各種事業に参画しております。

千葉県環境計量協会の組織及び事業活動

(略称：千環協)



千葉県環境計量協会規約

第 1 章 総 則

(目的及び基本理念)

第 1 条 本会は環境計量に関する技術の向上と、会員相互の親和と親睦に努め、かつ関係諸機関との連携を密にし、環境計量証明事業の正しい発展を図ることを目的とする。また、別途定める倫理綱領に基づき、環境計量証明事業者として継続的に信頼性を確保し、社会的責任を果たすことを基本理念とする。

(名 称)

第 2 条 本会は千葉県環境計量協会と称する。

(事務所)

第 3 条 本会は事務所を千葉県内におき、所要の職員をおくことができる。

(事 業)

第 4 条 本会は第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 環境計量証明事業の進歩改善に関すること
- (2) 環境計量技術の向上に関すること
- (3) 環境計量に関する教育・訓練・指導に関すること
- (4) 環境計量に関する情報、資料を収集し提供すること
- (5) 官公庁及び関連団体との連絡協調をはかること
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、正会員、賛助会員により構成する。

2. 正会員は千葉県に登録した濃度、特定濃度、音圧レベル、振動加速度レベルに係る計量証明事業者で、本会の趣旨に賛同する法人とする。
3. 賛助会員は、前項以外で本会の目的、事業に賛同する法人とする。

(入 会)

第 6 条 入会を希望するものは、所定の申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第 7 条 会員が本会を退会しようとするときは、事前に文書をもって本会に届出なければならない。

2. 会員が次の事由のいずれかに該当する場合は、理事会の決定により本会を退会するものとする。
 - (1) 本会の目的に反する行為をしたとき
 - (2) 著しく本会の名誉を毀損したとき
 - (3) 著しく会費を滞納したとき
 - (4) 会員である法人が解散したとき

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。なお、すでに納入した入会金及び会費については退会等の理由にかかわらず、返還しない。

第 2 章 役員

(役員)

第 9 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第 10 条 理事及び監事は総会において正会員中より選出する。ただし、任期途中にて同一会員事業所内での役員の交代については理事会にて承認する。

(役員職務)

第 11 条 会長は会を代表して会の業務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は業務の円滑な選管にあたる。
4. 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときはこれを補充するものとし、補充によって選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 13 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会において推薦した者を会長が委嘱する。

2. 顧問は本会の運営又は事業会務につき、会長の諮問に応ずる。
3. 顧問任期は、役員任期に準ずる。

第 3 章 会議

(会議)

第 14 条 会議は総会及び理事会とする。また必要に応じて専門委員会を設けることができる。

(総会開催)

第 15 条 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年1回以上開催する。

臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし会員の3分の1以上から要請があった場合は総会を開催しなければならない。

(総会成立)

第 16 条 総会は正会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし委任状を提出したものは出席者とみなす。

第 17 条 総会の議事は出席正会員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(議長)

第 18 条 総会の議長は会長がこれにあたる。

(総会議決事項)

第 19 条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の変更
 - (4) その他理事会において必要と認めた事項
- (理事会の開催と議事)

第 20 条 理事会は会長が必要と認めたときに開催し、規約に定めてある事項の他、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべきこと
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること
2. 理事会は理事の2分の1以上の出席により成立する。
 3. 理事会の議事は出席理事の過半数で決する。
 4. 理事会の議長は会長がこれにあたる。

第 4 章 資産会計等

(経費)

第 21 条 本会の経費は会費その他の収入をもって充当する。

2. 入会金、会費については理事会の議を経て総会で決定する。また必要ある場合は臨時会費を徴収することができる。既納の入会金、会費は返戻しない。

(資産の管理)

第 22 条 本会の資産の管理及び運用に関して必要な事項は理事会において別に定める。

(事業年度)

第 23 条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第 24 条 本会の収支予算及び決算は理事会の同意を得て会長が作成し、決算については監事の監査を受けた後、ともに総会の議決を得なければならない。

第 5 章 雑則

(解散)

第 25 条 本会は理事の3分の2以上の同意を得、総会において正会員の3分の2以上の賛成により議決した場合は解散する。

(施行細則)

第 26 条 この規約の施行についての細則は理事会において別に定める。

附 則

この規約の改正は平成6年4月28日から施行する。

この規約の改正は平成19年4月21日から施行する。

表彰規定

(総則)

第1条 この規定は、千葉県環境計量協会（以下「協会」という。）の発展、技術の進歩に著しく貢献した、法人および個人に対して表彰などを行う場合について定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号に掲げるものを対象として行う。

1. 協会会員。（以下「会員」という。）
2. 前号会員に所属する個人。
3. 協会役員、顧問。（以下「役員等」という。）
4. その他協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者。

(選定の基準)

第3条 表彰規定の基準は、次の各号の一に該当するものとする。

1. 協会事業の運営、推進ならびに技術の進歩、改善に多大の貢献をした者。
2. そのほか、会長が必要により定めた基準に該当する者。

(表彰選考機関等)

第4条 協会規約第20条の規定に基づく理事会が、被表彰者を選考する。

2. 理事会は、次の各号による書類に基づき選考を行う。
 1. 表彰者の氏名および経歴。
 2. 表彰の対象とする業績及び理由等。
 3. 前項の書類は、理事会が妥当と認めた推薦者が作成し、理事会に提出する。

(被表彰者の決定)

第5条 会長は、理事会の選考結果に基づき被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、次の第1号による行うほか、第2号を併せて行う事ができる。

1. 表彰状の授与
2. 記念品の贈呈

(感謝状の授与)

第7条 会長が必要と認めた場合は、第2条以下の各規定を準用して感謝状を授与する事ができる。

(主務官公庁への表彰等の具申)

第8条 会長は、この規定により表彰を受けた者で、特に業績が顕著である者については、主務官公庁等の長に対し、表彰等を具申することができる。

(その他)

第9条 この規定を実施するため必要な事項については別に定める。

附則

1. この規定は、平成9年4月1日から適用する。

千葉県環境計量協会倫理綱領

2007.4.20 制定

千葉県環境計量協会の会員事業所は、環境計量証明事業者として業務の信頼性を継続的に確保し、社会的責任を果たすことを基本理念として、以下の倫理綱領に基づき事業活動を行う。

1) 法令等の順守

計量法その他全ての関係法令の目的を十分に理解し、法令等で定められた基準、要求事項及び社会的規範を常に順守する。

2) 公明・正大な活動

会員は事実を尊重し、公明・正大な活動を基本として常に中立的かつ客観的な立場で対応すると共に、自らの行動に責任を持つ。

3) 技術の向上

適正な計量管理の実施を常に心がけると共に、環境分析に関する専門機関として自らの技術の研鑽、専門能力の維持・向上に努める。

4) 機密の保持

会員は業務上知りえた個人情報、顧客情報等を、厳重かつ適正に管理する。

5) 環境問題への対応

会員は環境保全に関連する事業者として、持続可能な循環型社会の実現に向けて、環境保全活動に自主的かつ積極的に取り組む。

6) 外部との連携

常に会員、関係機関との連携を図り、協会の発展に寄与すると共に、社会との調和と共存を図るため、情報発信を積極的に実施し、社会とのコミュニケーションを深め信頼関係を構築する。

2. 会 員 名 簿

(正 会 員 55 事業所)

(賛助会員 7 事業所)

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分						注)	
			濃 度				音 圧	振 動・ 加 速 度		そ の 他
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
アエスト環境㈱ 代表取締役 三澤 剛	〒270-2221 千葉県松戸市紙敷一丁目 30番地の2 TEL 047-389-6111 FAX 047-389-3366	三澤 剛	○	○	○				産・上	
旭硝子㈱ 千葉工場 工場長 木谷 裕一 (ホームページアドレス) http://www.agc.co.jp/	〒290-8566 市原市五井海岸10番地 TEL 0436-23-3150 FAX 0436-23-3187	阿部 正知	○	○	○				産	
イカリ消毒㈱ LC環境検査センター 所長 田近 五郎 (ホームページアドレス) http://www.ikari.co.jp e-mail:kanka@ikari.co.jp	〒275-0024 千葉県習志野市茜浜1-5-10 TEL 047-452-6718 FAX 047-452-6720	水柿 貴史 (E.メールアドレス) t-mizugaki@ikari.co.jp	○	○	○				環・上	
㈱出光プラントック千葉 代表取締役社長 徹 正信 (ホームページアドレス) http://www.idemitsu.co.jp/factory/chiba/profile/ip.html	〒299-0192 市原市姉崎海岸2番地1 TEL 0436-60-1734 FAX 0436-60-1902	栗澤 秀典 (E.メールアドレス) hidenori.kurisawa@si.idemitsu.co.jp	○	○					環・試	
エパークリーン㈱ 代表取締役 加藤 栄作 (ホームページアドレス) http://www.everclean.jp	〒278-0016 野田市二ツ塚57番地 TEL 04-7121-7727 FAX 04-7121-7734	開発部門 橋詰 幹樹 (E.メールアドレス) hasizume@everclean.jp		○	○				産・作 試	
㈱上総環境調査センター 代表取締役 浜田 康雄 (ホームページアドレス) http://www.kazusakankyo.co.jp/ e-mail:post@kazusakankyo.co.jp	〒292-0834 千葉県木更津市潮見4-16-2 TEL 0438-36-5001 FAX 0438-36-5073	業務部 三上 正 (E.メールアドレス) eigyout@kazusakankyo.co.jp	○	○	○	○	○	○	産・悪 環・作 上・試	
㈱加藤建設 パワーブレンダー工法推進部 課長代理 伊藤 浩邦 (ホームページアドレス) http://www.kato-kensetu.co.jp	〒284-0001 四街道市大日字大作岡1097-7 TEL 043-304-2399 FAX 043-304-2665	パワーブレンダー工法推進部 主任 平山千恵子 (E.メールアドレス) chi.hirayama@kato-kensetu.co.jp		○	○					
㈱環境管理センター 東関東支社 取締役常務執行役員支社長 青木 鉄雄 (ホームページアドレス) http://www.kankyo-kanri.co.jp/	〒266-0031 千葉市緑区おゆみ野5-44-3 TEL 043-300-3300 FAX 043-300-3312	技術営業部長 山本 重俊 (E.メールアドレス) syamamoto@kankyo-kanri.co.jp	○	○	○	※	○	○	産・悪 環・作 上・試	
㈱環境コントロールセンター本社 代表取締役 松尾 博之 (ホームページアドレス) http://www.e-c-c.co.jp/ e-mail:info@e-c-c.co.jp	〒260-0806 千葉市中央区官崎1-22-10 TEL 043-265-2261 FAX 043-261-0402	飛田 誠 永友 康浩 (E.メールアドレス) mtobita@e-c-c.co.jp ynagatomo@e-c-c.co.jp	○	○					産・上	

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注)		
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度	そ の 他
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
(株)環境測定センター 代表取締役社長 小野 博利 (ホームページアドレス) http://kansoku.jp e-mail: onohi@kansoku.jp	〒262-0023 千葉市花見川区検見川町 3-316-25 TEL 043-274-1031 FAX 043-274-1032	鈴木 健一 (E.メールアドレス) onohi@kansoku.jp	○	○						
(株)基礎地盤コンサルタンツ 代表取締役 岩崎 公俊 (ホームページアドレス) http://www.kiso.co.jp e-mail: utsugi.koichi.norihiro@kiso.co.jp	〒263-0001 千葉市稲毛区長沼原町51 基礎地盤コンサルタンツ(株)ジオエンジニアリングセンター内計量証明事業所 TEL 043-298-6310 FAX 043-250-4542	環境技術センター 打木 弘一 (E.メールアドレス) utsugi.koichi@kiso.co.jp		○	○				環・試	
キッコーマン(株) 環境・安全分析センター 環境・安全分析センター長 半谷 吉識 (ホームページアドレス) http://www.kikkoman.co.jp	〒278-0037 野田市野田350 TEL 04-7123-5063 FAX 04-7123-5904	古矢 光男 (E.メールアドレス)	○	○			○	○	産・上	
(有)君津清掃設備工業 濃度計量証明事業所 取締役社長 松尾 昭憲 (ホームページアドレス) http://www.homepage2.nifty-com/k-s-s/	〒299-0236 袖ヶ浦市横田3954 TEL 0438-75-3194 FAX 0438-75-7029	松尾 昭憲 (E.メールアドレス) kss3194@nifty.co.jp		○						
(株)ケーオーエンジニアリング 代表取締役 小栗 勝 (ホームページアドレス) http://www.ko-e.co.jp e-mail: info@ko-e.co.jp	〒277-0827 千葉県柏市松葉町2-11-10 TEL 04-7133-0142 FAX 04-7133-0131	小栗 隼人 (E.メールアドレス) info@ko-e.co.jp	○	○			○	○		
(株)ケミコート 代表取締役社長 中川 完司 (ホームページアドレス) http://www.chemicoat.co.jp	〒279-0002 浦安市北栄4-15-10 TEL 047-352-1131 FAX 047-381-7720	技術開発部 代田 和宏 (E.メールアドレス) k-sirota@chemicoat.co.jp		○						
(株)建設技術研究所 東京本社 河川部 水質試験室長 富岡 浩 (ホームページアドレス) http://www.ctie.co.jp/2012rn/index.html e-mail: h-tomiok@ctie.co.jp	〒278-0022 野田市山崎728-6 TEL 04-7121-2021 FAX 04-7121-2022	平田 治 (E.メールアドレス) o-hirata@ctie.co.jp		○	○				環・上 試	
(株)公害計器サービス 代表取締役 佐藤 政敏 (ホームページアドレス) http://www.h2.dion.ne.jp/~kks-home/ e-mail: kougaikeiki@s6.dion.ne.jp	〒290-0042 千葉県市原市出津7番地8 TEL 0436-21-4871 FAX 0436-22-1617	佐藤 政敏 (E.メールアドレス) kks-sato@w6.dion.ne.jp	○							

注) 特・計: 特定計量証明事業 ※: 県外事業所登録

産: 産業廃棄物分析、環: 環境アセスメント、上: 上水分析、悪: 悪臭、作: 作業環境、試: 試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注) その他		
			濃 度				音圧		振動・ 加速度	
			大気	水質	土壌	特・計				
合同資源産業(株) 千葉事業所 常務取締役 千葉事業所長 山ノ井 敏夫 (ホームページアドレス) http://www.godoshigen.co.jp/	〒299-4333 長生郡長生村七井土1365 TEL 0475-32-1111 FAX 0475-32-2205	技術研究所 工藤 潤 (E.メールアドレス) j.kudou@godoshigen.co.jp	○	○	○					
(株)三造試験センター 東部事業所 取締役所長 松本 正文 (ホームページアドレス) http://www.tamano.or.jp/usr/trcpost/ e-mail:matumotm@mes.co.jp	〒290-0067 千葉県市原市八幡海岸通1 TEL 0436-43-8931 FAX 0436-41-1256	試験部 三上 公一 (E.メールアドレス) komikami@mes.co.jp	○	○	○		※	※	産・作 試	
JFEテクノロジー(株) 千葉事業部 取締役事業部長 京野 一章 (ホームページアドレス) http://www.jfe-tec.co.jp/ e-mail:chiba-com@jfe-tec.co.jp	〒260-0835 千葉県千葉市中央区川崎町1 TEL 043-262-2313 FAX 043-262-2199	工程分析部 岩瀬 和哉 (E.メールアドレス) k-iwase@jfe-tec.co.jp	○	○	○	※	※	※	産・悪 環・作 試	
(株)ジオソフト 代表取締役 鈴木 民夫 (ホームページアドレス) e-mail:info@geosoft.co.jp	〒261-0012 千葉市美浜区磯辺1-2-11 TEL 043-270-1261 FAX 043-270-1815	鈴木 民夫 (E.メールアドレス) info@geosoft.co.jp						○	○	環・試
習和産業(株) 代表取締役 服部 眞 (ホームページアドレス) http://www.e-shuwa.jp/	〒275-0001 習志野市東習志野3-15-11 TEL 047-477-5300 FAX 047-478-6454	安田 喜孝 (E.メールアドレス) yasuda-yoshitaka@hitachi-ies.co.jp	○	○	○			○	○	産・悪 環・作 上
swing(株) 袖ヶ浦薬品事業所 所長 横田 則夫 (ホームページアドレス) http://www.swing-w.com e-mail:takahashi.kohji@swing-w.com	〒299-0267 袖ヶ浦市中袖35 TEL 0438-63-8700 FAX 0438-60-1171	環境薬品技術室 高橋 広治 (E.メールアドレス) takahashi.kohji@swing-w.com		○	○					産・悪 上・試
(株)杉田製線 市川工場 代表取締役社長 杉田 光一 (ホームページアドレス) http://www.sugitawire.co.jp/	〒272-0002 市川市二俣新町17番地 TEL 047-327-4517 FAX 047-328-6260	化成品グループ 木村 成夫 (E.メールアドレス) s-kimura@sugitawire.co.jp			○	○				産
(株)住化分析センター 千葉事業所 所長 杉原 輝一 (ホームページアドレス) http://www.scas.co.jp	〒299-0266 袖ヶ浦市北袖2-1 TEL 0438-63-6920 FAX 0438-63-6921	千葉営業部 保坂 典男 (E.メールアドレス) hosaka@scas.co.jp	○	○	○	※	※	※		産・悪 作・試

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注)		
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度	そ の 他
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
住友大阪セメント(株) セメント・コンクリート研究所 環境技術センター 所長 小澤 聡 (ホームページアドレス) http://www.soc.co.jp	〒274-8601 船橋市豊富町585 TEL 047-457-0751 FAX 047-457-7871	金井 謙介 (E.メールアドレス) kkanai@soc.co.jp		○	○		○			
セイコーアイ・テクノリサーチ(株) 代表取締役社長 中島 邦雄 (ホームページアドレス) http://www.sii.co.jp/sitr/index.html e-mail: techno.chem@sii.co.jp	〒270-2222 千葉県松戸市高塚新田563 TEL 047-391-2298 FAX 047-392-3238	荒木 徹 (E.メールアドレス) techno.chem@sii.co.jp	○	○	○			産・作 上・試		
株総合環境分析研究所 代表取締役 高野 俊之	〒271-0067 松戸市樋野口616 TEL 047-363-4985 FAX 047-363-4985	代表取締役 高野 俊之	○							
株太平洋コンサルタント 代表取締役社長 下山 善秀 (ホームページアドレス) http://www.taiheiyo-c.co.jp yoshihide_shimoyama@taiheiyo-c.co.jp	〒285-0802 千葉県佐倉市大作2-4-2 TEL 043-498-3890 FAX 043-498-3919	分析技術部長 長濱 剛 (E.メールアドレス) tsuyoshi_nagahama@taiheiyo-c.co.jp	○	○	○	○		産・作 試		
株ダイワ 千葉支店長 菅谷 光夫 (ホームページアドレス) http://www.daiwa-eco.com e-mail:daiwa-ch@bc.wakwak.com	〒283-0062 東金市家徳238番地の3 TEL 0475-58-5221 FAX 0475-58-5415	菅谷 光夫 (E.メールアドレス) daiwa-ch@bc.wakwak.com	○	○	○	※	※	※	産・上 悪・試 環・作	
株中鉱業(株) 総合分析センター 代表取締役社長 妙中 寛治 (ホームページアドレス) http://www.taenaka.co.jp/	〒297-0033 茂原市大芝452 TEL 0475-24-0140 FAX 0475-23-6405	金井 弘和 (E.メールアドレス) kanai@taenaka.co.jp	○	○	○					
株千葉分析センター 代表取締役 周 照順 (ホームページアドレス) http://www.chiba-bunseki.co.jp e-mail:bunseki@chiba-bunseki.co.jp	〒276-0045 八千代市大和田123番地6 TEL 047-455-3513 FAX 047-484-5340	末松 大司 (E.メールアドレス) bunseki@chiba-bunseki.co.jp	○	○	○				産・試	
中外テクノス(株) 関東環境技術センター 所長 横山 和史 (ホームページアドレス) http://www.chugai-tec.co.jp/	〒267-0056 千葉市緑区大野台2-2-16 TEL 043-295-1101 FAX 043-295-1110	羽根 司 (E.メールアドレス) t.hane@chugai-tec.co.jp	○	○	○	※	○	○	産・悪 環・作 上・試	

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注)		
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度	其 他
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
㈱中研コンサルタント 技術本部 船橋技術センター センター長 原田 修輔 (ホームページアドレス) http://www.chuken.co.jp/ e-mail: sharada@chuken.co.jp	〒274-0053 船橋市豊富町585 TEL 047-457-3628 FAX 047-457-6284	材料分析評価課 五十畑 達夫 (E.メールアドレス) tikabata@chuken.co.jp 環境分析評価課 福林 幸雄 (E.メールアドレス) fukubayasi@chuken.co.jp		○	○	○				試
月島機械㈱ 企画・開発本部 研究所 所長 三輪 浩司 (ホームページアドレス) http://www.tsk-g.co.jp e-mail: ke-suzuki@tsk-g.co.jp	〒272-0127 市川市塩浜1-12 TEL 047-359-1653 FAX 047-359-1663	研究所 分析グループ 鈴木 健治 (E.メールアドレス) ke-suzuki@tsk-g.co.jp		○	○	○				産・上 試
㈱東京化学分析センター 代表取締役社長 森本 薫子 (ホームページアドレス) http://www.tcac.co.jp e-mail: info@tcac.co.jp	〒299-0044 千葉県市原市玉前西2丁目1番地52 TEL 0436-21-1441 FAX 0436-21-5999	営業事務 鈴木 典子 (E.メールアドレス) suzuki123x@tcac.co.jp		○	○	○				産・悪 上・試
東京公害防止㈱ 代表取締役社長 小野 次男	〒277-0863 柏市豊四季508-53 TEL 04-7174-6446 FAX 04-7174-4625	専務取締役 小野 真一 (E.メールアドレス) shinichi-ono@tk-b.co.jp		○	○	○				産・上 環・作 悪・試
東電環境エンジニアリング㈱ 環境事業部 環境化学部長 高橋 堅 (ホームページアドレス) http://www.tee-kk.co.jp e-mail: takahashi-tysh@mail.tee-kk.co.jp	〒267-0056 千葉市緑区大野台2-3-6 TEL 043-295-8413 FAX 043-295-8407	福田 茂晴 (E.メールアドレス) fukuda-shige@mail.tee-kk.co.jp		○	○	○	○	○	○	産・悪 環・作 上・試
東洋テクノ㈱ 代表取締役 久保田 隆 (ホームページアドレス) http://www.shokokai.or.jp/12/1240711000/index.htm e-mail: long-kubota@nifty.com	〒289-1516 山武市松尾町田越328-1 TEL 0479-86-6636 FAX 0479-86-6624	代表取締役 久保田 隆 (E.メールアドレス) long-kubota@nifty.com		○	○	○				産・環 上・試
㈱永山環境科学研究所 代表取締役社長 永山 瑞男 (ホームページアドレス) http://www.ngym.co.jp e-mail: info@ngym.co.jp	〒273-0123 千葉県鎌ヶ谷市南初富1-8-36 TEL 047-445-7277 FAX 047-445-7280	永山 貴生 (E.メールアドレス) info@ngym.co.jp		○	○	○	○	○	○	産・悪 環・作 上・試
㈱成田国際空港振興協会 会長 松井 和治 (ホームページアドレス) http://www.npf-airport.jp	〒289-1601 千葉県山武郡芝山町香山新田 字雨堤76番地 TEL 0479-78-2462 FAX 0479-78-2472	環境部 部長 篠原 直明 (E.メールアドレス) shino@napf.or.jp			○			○	○	

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分						注)	
			濃 度				音 圧	振 動・ 加 速 度		そ の 他
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
ニッカウキスキー(株) 環境分析センター 所長 本田 栄一 (ホームページアドレス) http://www.nikka.com e-mail:e-honda@nikkawhisky.co.jp	〒277-0033 柏市増尾字松山967番地 TEL 04-7172-5472 FAX 04-7175-0290	本田 栄一 (E.メールアドレス) e-honda@nikkawhisky.co.jp		○						産・上
日産産業(株) 環境技術センター 所長 杉本 剛士 e-mail:sugimoto0418nikko@train.ocn.ne.jp	〒260-0826 千葉市中央区新浜町1番地 TEL 043-266-1221 FAX 043-266-1220	杉本 剛士 (E.メールアドレス) sugimoto0418nikko@train.ocn.ne.jp		○	○					
(株)日曹分析センター 千葉事業所 所長 柳田 光広 (ホームページアドレス) http://www.ncas.co.jp/ e-mail:info@ncas.co.jp	〒290-0045 市原市五井南海岸12-54 TEL 0436-23-2149 FAX 0436-23-4982	松本 仁志 (E.メールアドレス) h-matsumoto@ncas.co.jp	※	○	○					産・作 試
日鉄環境エンジニアリング(株) 環境テクノ事業本部 取締役事業本部長 三輪 成 (ホームページアドレス) http://www.nske.co.jp e-mail:nske-techno	〒292-0825 木更津市畑沢1-1-51 君津センター TEL 0438-36-5911 FAX 0438-36-5914	吉永 清貴 (E.メールアドレス) k_yosinaga@nske.co.jp	○	○	○	※	○	○		産・悪 環・作 試
(株)日鐵テクノリサーチ 中村 良昭 (ホームページアドレス) http://www.nstr.co.jp	〒293-0011 千葉県富津市新富20-1 TEL 0439-80-2691 FAX 0439-80-2730	山本 満治 (E.メールアドレス) mi-yamamoto@nstr.co.jp	○	○	○		※	※		産・悪 環・試
日本建鉄環境エンジニアリング(株) 代表取締役 丸山 孝彦 (ホームページアドレス) http://www.kentetsu.co.jp/nke/	〒273-0045 千葉県船橋市山手1-1-1 TEL 047-435-5384 FAX 047-435-5062	水処理技術本部 開発課 酒井 祐介 (E.メールアドレス) sakai.y@cmail.kentetsu.co.jp		○						
(株)日本公害管理センター 千葉支店 支店長 松倉 達夫 (ホームページアドレス) http://www14.ocn.ne.jp/~nkkc/ e-mail:nkkc-chiba@nctv.co.jp	〒286-0134 成田市東和田348-1 TEL 0476-24-3438 FAX 0476-24-2096	梁取 岳 (E.メールアドレス) nkkc-chiba@nctv.co.jp	※	※	※		○	○		産・作
(株)日立プラントサービス 分析技術センタ センタ長 内富 康成 (ホームページアドレス) http://www.hitachi-hps.co.jp/	〒271-0064 松戸市上本郷537 TEL 047-365-3840 FAX 047-367-6921	分析測定グループ 堤 兼資郎 (E.メールアドレス) k_tutumi@hitachi-hps.co.jp	○	○	○		○	○		産・悪 作 上・試

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注) その他	
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度
			大 気	水 質	土 壌	特・計			
公益社団法人船橋市清美公社 分析センター 所長 三山 博 (ホームページアドレス) http://www.seibikosya-funabashi.com/ e-mail:k.matsumoto@seibikosya-funabashi.com	〒273-0016 船橋市潮見町16-7 TEL 047-431-3796 FAX 047-433-6788	事業部分析センター 松本 健司 (E.メールアドレス) k.matsumoto@seibikosya-funabashi.com	○	○	○				産・上
㈱古河電エアドバンスエンジニアリング 代表取締役社長 横山 克樹 (ホームページアドレス) http://www.furukawa-ae.jp e-mail:eigyoe@feae.co.jp	〒290-0067 千葉県市原市八幡海岸通6 TEL 0436-42-1608 FAX 0436-42-1796	環境技術部 中嶋 陽一 (E.メールアドレス) nakajima@feae.co.jp	○	○	○				環・作
㈱三井化学分析センター 市原分析部長 丹 弘明 (ホームページアドレス) http://www.mcanac.co.jp	〒299-0108 市原市千種海岸3番地 TEL 0436-62-9490 FAX 0436-62-8294	大浦 剛 (E.メールアドレス) takeshi.oura@mitsui-chem.co.jp		○	○				試
㈱ユーベック 代表取締役社長 飯塚 嘉久 (ホームページアドレス) http://www.ubec.co.jp/ e-mail:info@ubec.co.jp	〒292-0004 千葉県木更津市久津間613番地 TEL 0438-41-7878 FAX 0438-41-7876	業務部 川岸 決男 (E.メールアドレス) info@ubec.co.jp	○	○	○		○	○	産・悪 作・上 試
ヨシザワLA(株) 環境分析センター 代表取締役社長 佐久本 明 (ホームページアドレス) http://www.yoshizawa-la.co.jp	〒277-0804 柏市新十余二17-1 TEL 04-7131-4122 FAX 04-7131-4124	結城 清崇 (E.メールアドレス) yuuki@yoshizawa-la.co.jp			○	○			
ライト工業(株) 技術研究所 所長 飯尾 正俊 (ホームページアドレス) http://www.raito.co.jp	〒274-0071 船橋市習志野4-15-6 TEL 047-464-3611 FAX 047-464-3613	飯尾 正俊 (E.メールアドレス) imasa@raito.co.jp			○	○			

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分						注)	
			濃 度				音 圧	振 動・ 加 速 度		そ の 他
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
(有)ケーズオフィス 代表取締役 川添 公貴 (ホームページアドレス) http://www.kz-office.co.jp/ e-mail:mail@kz-office.co.jp	〒264-0025 千葉市若葉区都賀5-17-3 TEL 043-233-8967 FAX 043-233-8960	川添 公貴 (E.メールアドレス) mail@kz-office.co.jp								
(株)コスモス テクノアソシエイト事業部 事業部長 柴田 美保子 (ホームページアドレス) http://www.cosmos-flw.co.jp e-mail:shibata@cosmos-flw.co.jp	〒260-0028 千葉市中央区新町18-14 千葉新町ビル7F TEL 043-248-2391 FAX 043-248-2071	篠塚 祐幸 (E.メールアドレス) shinotsuka@cosmos-flw.co.jp								
(株)東京科研 千葉営業所 所長 高比良 清高 (ホームページアドレス) http://www.tokyokaken.co.jp e-mail:takahira@tokyokaken.co.jp	〒260-0842 千葉県千葉市中央区南町 3-16-30 TEL 043-263-5431 FAX 043-263-5433	松島 光太郎 (E.メールアドレス) matsushima@tokyokaken.co.jp								
東京テクニカル・サービス(株) 代表取締役 吉池 南 (ホームページアドレス) http://www.tts-4u.co.jp e-mail:tokyo@tts-4u.co.jp	〒279-0022 浦安市今川4-12-38-1 TEL 047-354-5337 FAX 047-352-6637	技術本部 増子 勉 (E.メールアドレス) tokyo@tts-4u.co.jp	※	※	※	※	※	※	産・悪 環・作 上・試	
日本環境(株) 千葉営業所 所長 鈴木 広美 (ホームページアドレス) http://www.n-kankyo.com e-mail:a-miyamoto@n-kankyo.com	〒262-0031 千葉市花見川区武石町 1-534-1 TEL 043-296-2272 FAX 043-296-2273	宮本 敦夫 (E.メールアドレス) a-miyamoto@n-kankyo.com	※	※	※	※	※	※	産・悪 環・作 上・試	
ビーエルテック(株) 代表取締役 川本 和信 (ホームページアドレス) http://www.bl-tec.co.jp e-mail:contact@bl-tec.co.jp	〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 14-15 マツモトビル4F TEL 03-5847-0252 FAX 03-5847-0255	秋月 晃 (E.メールアドレス) akizuki@bl-tec.co.jp								
松田産業(株) 代表取締役 松田 芳明 (ホームページアドレス) http://www.matsuda-sangyo.co.jp e-mail:akiya-t@matsuda-sangyo.co.jp	〒176-0014 東京都練馬区豊玉南2-20-3 TEL 03-3993-3301 FAX 03-3948-0024	環境事業部 東京第一営業所 秋谷 輝久 (E.メールアドレス) e-mail:akiya-t@matsuda-sangyo.co.jp								

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

3. 水質汚濁防止法の改正について

～地下水汚染の未然防止のための実効ある取組制度の創設～

(平成24年6月1日施行)

4. 「生活空間の放射線測定 基礎知識」の作成について (お知らせ)

5. 「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業 廃棄物」等の一部を改正する告示の公布及び意見募集 (パブリックコメント)の実施結果について (お知らせ)

6. 水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等に係る 環境省告示について (お知らせ)

7. 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関する ガイドライン (改訂第2版)」の公表について (お知らせ)

(全て環境省ホームページより引用)

水質汚濁防止法の改正について

～地下水汚染の未然防止のための実効ある取組制度の創設～

(平成24年6月1日施行)

水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成23年6月14日に成立、平成23年6月22日に公布され、平成24年6月1日より施行されました。

同法により、有害物質^(※1)による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

(※1)規制対象となる有害物質は、水質汚濁防止法施行令第2条に規定されるカドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の全28項目(平成24年6月現在)である。

1. 改正の概要

今回の法律等の改正の主な内容は以下の通りです。

(1)対象施設の拡大

新たに届出の対象となる有害物質貯蔵指定施設^(※2)の設置者は、都道府県知事等に対し事前の届出が必要となります。また、有害物質使用特定施設^(※3)の設置者について、公共用水域に水を排出していないため届出を行っていなかった事業者についても同様に届出が必要です。(改正後の水質汚濁防止法(以下「改正法」という。)第5条第3項)

(2)構造等に関する基準遵守義務等

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設(以下「施設」という。)の設置者は、施設の床面及び周囲、施設に付帯する配管等、施設に付帯する排水溝等、地下貯蔵施設に関する構造等に関する基準を満たす必要があります。(改正法第12条の4、改正後の水質汚濁防止法施行規則(以下「改正規則」という。)第8条の2から第8条の7)。

なお、水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行(平成24年6月1日)の際に既に設置されている施設(既存の施設)については、実施可能性に配慮し、構造等に関する基準の適用が3年間猶予されます。

(3)定期点検の義務の創設

施設の設置者は、施設の構造等について、目視等の方法により定期点検を実施し、その結果を記録し、保存する必要があります。(改正法第14条第5項、改正規則第9条の2の2から第9条の2の3)。

なお、既存の施設についても新設の施設と同様に、施行の日から定期点検、記録、保存が必要となります。

・資料:[水質汚濁防止法の一部を改正する法律の概要 \[PDF 988KB\]](#)

(※2)有害物質貯蔵指定施設は、改正法第5条第3項において、「指定施設(有害物質を貯蔵するものに限る。)であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるもの」とされており、改正後の水質汚濁防止法施行令第4条の4において、「第2条に規定する物質(=有害物質)を含む液状の物を貯蔵する指定施設」と定義されている。

(※3)有害物質使用特定施設は、水質汚濁防止法施行令第1条に規定される特定施設のうち、有害物質の製造、使用、処理を行う施設が有害物質使用特定施設である。

2. 改正の経緯

今回の改正に係る検討経緯等は、以下のリンク先よりご覧いただけます。

- 中央環境審議会 水環境部会 地下水汚染未然防止小委員会(第1回～第8回)
政府の諮問機関として設置される中央環境審議会の下部機関として、地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について調査審議を行っています。
 - 第1次答申 [PDF 267KB]
 - 第2次答申 [PDF 108KB]
- 地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会(第1回～第8回)
今回の法改正を受け、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造等に関する基準及び定期点検に係る事項の具体的な内容(省令及びマニュアルの策定に関する事項)について検討を行いました。
検討会の成果として、地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアルを作成しました。
 - 地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(第1版)
 - 1/2 本文 [PDF 3,688KB]
 - 2/2 参考資料 [PDF 3,473KB]

3. 関係資料

条文の新旧対照表をご覧ください。

- 水質汚濁防止法の一部を改正する法律新旧対照条文 [PDF 129KB]
- 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文 [PDF 61KB]
- 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文 [PDF 51KB]

また、今回の法改正に関するその他の資料につきましては、以下のリンク先よりご覧ください。

- 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案の閣議決定について
- 水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について
- 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

4. 改正水質汚濁防止法全国説明会の開催について(全会場で終了しました。)

関係する事業者の皆様を対象に、平成24年2月から3月にかけて全国7都市(福岡、大阪、東京、岡山、名古屋、仙台、札幌)において計14回の説明会を開催しました。

- 初回開催分の報道発表資料
- 第1回追加開催分の報道発表資料
- 第2回追加開催分の報道発表資料

5. 説明会資料

上記の説明会で配布した資料をご覧ください。

- 説明用スライド資料
「水質汚濁防止法の改正による地下水汚染の未然防止対策について」[PDF 664KB]
- 地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(第1版)(再掲)
 - 1/2 本文 [PDF 3,688KB]
 - 2/2 参考資料 [PDF 3,473KB]

6. 説明会Q&A

上記の説明会の中で事業者の皆様からいただいた質問の中から、主な質問についてとりまとめています。(随時更新予定)

- [改正水質汚濁防止法に係るQ&A集\(ver.1\) \[PDF 130KB\]](#)
- [改正水質汚濁防止法に係るQ&A集\(追加\) \[PDF 52KB\]](#)

7. その他

改正の内容に関するお問い合わせ先

■環境省 水・大気環境局 地下水・地盤環境室

TEL(代表):03-3581-3351(6672、6675)

(直通):03-5521-8309

E-mail:mizu-chikasui@env.go.jp

<関係する事業者等の皆様へ>

改正水質汚濁防止法が平成24年6月1日に施行されました。

[1] 対象となる既存の有害物質使用特定施設を設置している場合で、既に水質汚濁防止第5条第1項による届出を行っている施設については、改正法の施行時に、改めて届出を行う必要はありません。

[2] [1]以外の対象となる既存の有害物質使用特定施設^(※4、※5)または有害物質貯蔵指定施設^(※5)については、法施行後30日以内(6月30日まで)に、事業所が所在している都道府県等への届出が必要です。

届出内容や記載事項に関してご不明な点がある場合には、お早めに届出先の都道府県等の担当窓口にご確認下さい。

- [申請様式\(改正法第5条第1項、第3項関係\) \[Word 163KB\]](#)

(※4)雨水を含め排水の全量を、下水道や水質汚濁防止法施行令別表第1第74号に定める施設(共同処理施設)に排出する施設などが該当する

(※5)既存の施設には設置の工事をしている場合(施行日時時点で工事に着手している場合)が含まれる

[ページのトップへ](#)

報道発表資料

平成24年8月7日

「生活空間の放射線測定 基礎知識」の作成について(お知らせ)

環境省では、市民のみなさまがお住まいの生活空間における原発事故後の平均的な放射線量を正しく測るためにお役立ていただけるよう、放射線の測定に関する基礎知識についての資料(ハンドブック及びチラシ)を作成しました。

ハンドブックには、測定器の種類と選び方、測る前の準備、空間線量率の測り方などを分かりやすく紹介しています。空間線量率の測定の際に、お役立てください。

1. 記載内容**(1)「生活空間の放射線測定 基礎知識」(ハンドブック)**

- 測定器の種類と選び方
- 測る前の準備
- 空間線量率の測り方
- 国の除染の方針は？
- 測定結果記録シート
- 簡易校正記録シート

(2)「放射線ってどうやって測るの？」(チラシ)

「生活空間の放射線測定 基礎知識」(ハンドブック)の概要を記載したものの。

2. 入手方法

電子情報(PDF)については、放射性物質による環境汚染情報サイト(<http://josen.env.go.jp/>)より御利用いただけます。

- 「生活空間の放射線測定 基礎知識」ハンドブックURL
http://josen-plaza.env.go.jp/materials_links/pdf/sokutei_kiso.pdf
- 「生活空間の放射線測定 基礎知識」チラシURL
http://josen-plaza.env.go.jp/materials_links/pdf/sokutei_kiso_leaf.pdf

連絡先

環境省水・大気環境局

除染涉外広報室

(代表:03-3581-3351)

室長 : 関谷 毅史(内線6091)

補佐 : 木野 修宏(内線6188)

担当 : 杉原 崇之(内線6279)

水・大気環境局

参事官: 牧谷 邦昭(内線6277)

補佐 : 鈴木 あや子(内線6537)

担当 : 佐久間 宇洋(内線6557)

放射線ってどうやって測るの？

みなさまがお住まいの生活空間における原発事故後の平均的な放射線量を測る際の参考にしてください。

測定するときの6つのポイント

※「除染関係ガイドライン」（環境省 平成23年12月）をもとに作成。

1 生活空間の代表的な場所で測る。

生活空間の平均的な空間線量率を測るため、雨どい下、側溝、くぼみ、建造物の近く、樹木の下や近くなどは避けます。

2 ビニール袋に入れる。

測定器本体および検出部（プローブ）に放射性物質が付着しないよう、ビニール袋で覆います。

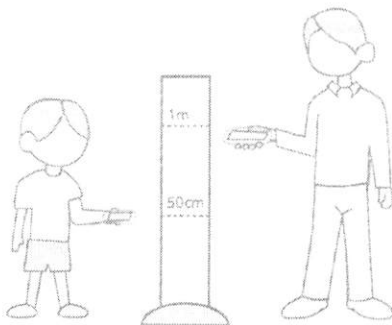


3 地面から1mの高さで測る。

（保育園、小学校では50cmの高さでも可）

空間線量率の測定は、体からなるべく離れた場所で、測定器を水平にしておこない、高さは地面から1mの高さで測ります（子ども※の場合、高さ50cm）。

※幼児・低学年児童等。



4 測定値が安定するのを待つ。

測定器が放射線に対して反応するのに必要な時間を「時定数」といいます。時定数の3倍を目安として、安定するまで待つことで、正確な測定結果が得られます。測定値がばらつくときは、複数回測定した結果の平均値を出してください。



5 空間線量率の時間変化を測る場合は、同じ条件、位置で測る。

空間線量率は、測定条件（天候等）や測定位置（場所・高さ）が少しでも変わると、値が変化する（場合により数割）可能性があります。例えば、除染作業による除染の効果を確認する際などは、その目印を付けておくなど厳密に同じ位置で、同じ測定器を用いて測り、比べることが大切です。

6 測定したら、記録をつける。

日時や天候、場所と共に測定値を記録してください。測定結果記録シートを下記サイトからダウンロードしてお使いください。

URL http://josen-plaza.env.go.jp/materials_links/pdf/kousei_sheet.pdf



測定器の種類と選び方

放射線の測定器には、測定の目的によりいろいろな種類があり、主なものは以下の3種類です。なお、放射線の健康への影響をみるには、生活空間の平均的な空間線量率を指標としています。

シンチレーション式

空間線量率の測定

ガイガーミュラー管式

表面汚染の測定

半導体式

空間線量率・積算線量の測定



空間線量率を正確に測るなら

除染の対象となるような地域で、空間線量率を正確に測定するのに適しているのは、校正された「エネルギー補償型のシンチレーション式サーベイメータ」であり、「除染関係ガイドライン」（環境省 平成23年12月）ではこれを推奨しています。校正済みかどうかは、校正証明書などをご確認ください。

多く出回っている簡易な測定器はダメなの？

「エネルギー補償型のシンチレーション式サーベイメータ」や、それと同等の精度で放射線を測定できる複数の半導体検出器を内蔵しているサーベイメータと比べると、条件によって示す値が大きく変わったり、中には測定器の精度そのものが悪いものもあるので、おおよその目安はわかりますが、正確性に劣ることがあります。なお、基準となる校正済みのエネルギー補償型のシンチレーション式サーベイメータと比較することで、測定値がどの程度正確か確認することができます。

校正をしましょう

測定器は、測定する環境の変化や、部品の劣化によって、示す値がズレることがあります。校正とは、そのズレを修正することです。校正は、年1回おこなうことが必要とされています。通常は計量法に基づく登録事業者及び製造メーカーでおこないますが、「生活空間の放射線測定 基礎知識」ではご自分でこのズレの修正（簡易な校正）をおこなう方法をご紹介します。

国の除染の方針は？

環境省では、原発事故由来の放射性物質による人の健康や生活環境への影響を、できる限り早く効率的に低減していくことを目指しています。このために、一般公衆すなわち人の生活空間の平均的な放射線量を下げるために除染が必要な区域において除染を進めていきます。詳しくは、「除染関係ガイドライン」（環境省 平成23年12月）をご覧ください。

除染関係ガイドライン URL <http://josen.env.go.jp/material/download/index.html>

参考：生活空間の放射線測定 基礎知識（環境省 平成24年8月） URL http://josen-plaza.env.go.jp/materials_links/pdf/sokutei_kiso.pdf

環境省 福島環境再生事務所 福島県福島市栄町1-35 キャピタルフロントビル7F

環境省 東京都千代田区霞が関1-2-2

「放射性物質による環境汚染情報サイト」 URL <http://josen.env.go.jp/>

国による除染に関するお問い合わせ窓口

福島：024-523-5391（8:30～17:15 土日祝除く） 東京：03-6741-4535（9:30～18:15 土日祝除く）

報道発表資料

平成24年8月10日

「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」等の一部を改正する告示の公布及び意見募集（パブリックコメント）の実施結果について（お知らせ）

「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」及び「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等」の一部を改正する告示が本日公布されましたのでお知らせします。

また、平成24年5月11日（金）から平成24年6月11日（月）まで実施した意見募集（パブリックコメント）の結果についてもお知らせします。

1. 改正の概要

環境省では、PCB廃棄物の処理に関して、平成17年度から産業廃棄物処理施設における無害化実証試験を実施し、これらの知見を踏まえ平成21年に廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に微量PCB汚染廃電気機器等を加えました。その後、微量PCB汚染廃電気機器等以外のPCBを含む低濃度のPCB廃棄物についても無害化実証試験を行ってきました。その結果を踏まえ、确实かつ適正に処理を行うことができると考えられるPCB廃棄物について無害化処理認定制度の対象に加えるため、関係告示の改正を行うものです。（詳細は別添1及び別添2を参照）

2. 施行期日

平成24年8月10日

3. 意見募集の結果

別添3のとおり。

添付資料

- [別添1：告示の一部を改正する件\[PDF 63KB\]](#)
- [別添2：新旧対照文\[PDF 106KB\]](#)
- [別添3：パブリックコメント結果\[PDF 137KB\]](#)

連絡先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

代表：03-3581-3351

直通：03-5501-3156

課長：廣木 雅史（内：6871）

課長補佐：鈴木 清彦（内：6876）

担当：三浦 博信（内：6880）

報道発表資料

平成24年8月22日

水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等に係る環境省告示について(お知らせ)

本日、環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準(以下「水生生物保全環境基準」という。)の項目の追加について告示しました。

本告示は、中央環境審議会から環境大臣への答申「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について(第1次答申)」(平成24年3月7日)を踏まえたものです。

本告示により、水生生物保全環境基準については新たに1項目が追加されます。

1. 水生生物の保全に係る環境基準について

環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準(以下「水生生物保全環境基準」という。)については、現在、亜鉛1項目が定められています。

2. 改正の概要

公共用水域において、新たに水生生物保全環境基準の項目として、ノニルフェノールを追加します。(表1)

表1 新たに追加する項目

項目	水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
ノニルフェノール	河川 及び 湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.001mg/L以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.0006mg/L以下
		生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.002mg/L以下
		生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.002mg/L以下
	海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.001mg/L以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.0007mg/L以下

3. 施行期日

平成24年8月22日

連絡先

環境省水・大気環境局水環境課
 直通 : 03-5521-8314
 代表 : 03-3581-3351
 課長 : 北村 匡 (内線6610)
 課長補佐: 山本 郷史(内線6613)
 担当 : 西村 卓也(内線6625)

報道発表資料

平成24年8月28日

「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」の公表について(お知らせ)

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)に基づく適正な調査及び措置を行う際の指針となる「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」の見直しを行いましたので公表します。

1. 改訂の経緯・位置付け

環境省では、汚染土壤に係る調査及び措置の参考となる手引きとして、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂版)」を作成・公表しているところで

す。
今回、法の施行状況や事業者、自治体に対して実施したヒアリング及びアンケート等の結果を踏まえ、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された場合の取扱い等の観点から、当該ガイドラインについて、必要な見直しを行いましたので公表します。

2. 主な改訂の内容(詳細については別添1参照)

(1) 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第10条の2における専ら自然に由来するおそれがある土地における土壤汚染状況調査に係る特例の該当性について

専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の土壤汚染が深さ10m以浅に分布している土地において、掘削された土壤が、盛土材料として利用されている土地であって、次に掲げるものについては、規則第10条の2に基づく調査を行うことと解して差し支えないとしました。

- [1] 法施行前(平成22年3月31日以前)に完了した工事で当該土壤が盛土材料として利用された土地
- [2] 法施行後(平成22年4月1日以降)に完了した工事で当該土壤が盛土材料として利用された場合であって、当該掘削と盛土が同一の事業で行われたもの又は当該掘削場所と盛土場所間の距離が900m以上離れていないものである土地

(2) 規則第58条第4項第9号の形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるものの該当性について

自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された土地について、次に掲げる場合においては、規則第58条第4項第9号に該当するものと解して差し支えないとしました。

- [1] (1)による調査の結果、汚染状態が専ら自然に由来すると認められ、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、第二溶出量基準に適合する場合
- [2] 専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の土壤汚染が深さ10m以浅に分布していない土地(いずれの深さにも分布していない範囲又は深さ10mより深部に分布している範囲)において、法施行前(平成22年3月31日以前)に完了

した工事で自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌が盛土材料として利用された場合であって、通常の土壌汚染状況調査を行った結果、汚染状態が専ら自然に由来すると認められ、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、第二溶出量基準に適合する場合

■ 添付資料

- [【別添1】土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン\(改訂第2版\)の改訂の内容\[PDF 191KB\]](#)
- [【別添2-1】土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン\(改訂第2版\)-表紙・目次\[PDF 1,262KB\]](#)
- [【別添2-2】土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン\(改訂第2版\)-第1章\[PDF 1,422KB\]](#)
- [【別添2-3】土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン\(改訂第2版\)-第2章\[PDF 3,163KB\]](#)
- [【別添2-4】土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン\(改訂第2版\)-第3章\[PDF 925KB\]](#)
- [【別添2-5】土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン\(改訂第2版\)-第4章\[PDF 750KB\]](#)
- [【別添2-6】土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン\(改訂第2版\)-第5章\[PDF 7,740KB\]](#)
- [【別添2-7】土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン\(改訂第2版\)-Appendix\[PDF 5,224KB\]](#)

■ 連絡先

環境省水・大気環境局土壌環境課
直通 :03-5521-8338
代表 :03-3581-3351
課長 :加藤 庸之(内:6510)
課長補佐:根木 桂三(内:6652)
担当 :助川 洋平(内:6659)
担当 :佐渡道太郎(内:6680)

千 環 協 案 内

平成24年10月

発行 千葉県環境計量協会

〒264-0025 千葉市若葉区都賀5-17-3

(有)ケースオフィス内

☎ 043-233-8967

編集 千環協 経営・業務委員会

委員長 吉田寧子 (株)住化分析センター)

委員 鈴木健治 (月島機械(株))

松倉達夫 (株)日本公害管理センター)

羽根 司 (中外テクノス(株))

印刷 ワタナベメディアプロダクツ株式会社

〒260-0834 千葉市中央区今井3-21-14

☎ 043-268-2511